



2025 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社オカムラ
代表者名 代表取締役 社長執行役員 中村 雅行
(コード：7994 東証プライム市場)
問合せ先 専務執行役員 コーポレート
経営企画本部長 兼 HR本部長 佐藤 喜一
電話番号 03-6731-7200

取締役及び監査役の報酬額の改定 並びに譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役及び監査役の報酬制度の見直しを行い、取締役及び監査役の報酬額を改定するとともに、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。これに伴い、これらに関する議案を2025年6月25日開催予定の第90回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額の改定について

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社の企業業績と企業価値の持続的な向上のため、役員を意識を一層高めることを目的に、役員報酬制度を見直すこととし、また、経済情勢や経営環境が変化し、取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること等を勘案いたしまして、年額10億円（うち社外取締役1億5千万円）以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の導入について

① 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記1.に記載の報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

② 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年100,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とまらない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会決議に基づき、その委任を受けた独立社外取締役及び代表取締役で構成される報酬委員会により決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

3. 監査役の報酬額の改定について

当社の監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第71回定時株主総会において、年額8千万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

今般、近年監査役に求められる責務や期待される役割が増大するなか、役割・責任に応じた報酬水準を実現していくことを目的に、年額1億5千万円以内に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

以 上